

## 入札説明書

令和6年度 湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入について、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、入札等については、関係法令及び湖西市水道事業契約規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号  
湖環水契第 6301 号
- (2) 件 名  
令和6年度 湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入
- (3) 購入物品の仕様等  
令和6年度 湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入  
特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり
- (4) 納入期間  
契約締結日から令和6年8月9日まで
- (5) 納入場所  
特記仕様書のとおり

### 2. 入札参加資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 計量法第90条の規定に基づき指定された指定製造事業者（水道メーター第一類及び第二類）である者又は指定製造事業者（水道メーター第一類、第二類）から水道メーターを調達して履行した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと。
- (5) 入札参加申出書（以下「参加申出書」という。）の提出日から落札決定までの間において、「湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成18年市告示第101号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3. 入札説明書等の閲覧及び取得

#### (1) 期間

令和6年4月10日(水)午前9時から令和6年4月19日(金)午後5時まで

#### (2) 閲覧及び取得方法

湖西市ウェブサイトからダウンロード

【湖西市トップ→市の組織→水道課→入札情報→水道メーター購入】

### 4. 入札参加資格の確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。また、記載内容等の説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 参加申出書(様式1)

イ 使用印鑑届(様式2)

(2) 提出期間及び提出場所等

上記記載の書類は、次の期間内に郵送又は持参により、指定の提出場所に提出すること。郵送の場合は必着とする。

ア 提出期間

令和6年4月10日(水)午前9時から令和6年4月19日(金)午後5時まで

イ 提出場所

湖西市役所環境部水道課 総務給水係

〒431-0492 湖西市吉美 3268

電話 053-576-4534

(3) 参加申出書を提出したものの、入札参加申出を辞退しようとする場合は、入札辞退届(様式3)を提出しなければならない。

(4) 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成及び申込に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は原則として公表せず、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 湖西市水道事業者が指定した場合を除き、提出期間後における書類の差替え及び追加提出は認めない。

(5) 確認結果は、提出期日から3日以内(土・日曜日及び祝日は除く。)に通知する。

### 5. 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書等に対する質問は、次の期間内に電子メール(E-mail : [kyusui@city.kosai.lg.jp](mailto:kyusui@city.kosai.lg.jp))により提出してください。(質問書の様式は、湖西市ウェブサイトに掲載しています。)

令和6年4月10日(水)午前9時から令和6年4月19日(金)午後5時まで

(2) 入札説明書等に対する質問に対する回答は、令和6年4月24日(水)までに湖西市ウェブサイトにて行います。

## 6. 入札方法、入札執行の場所等

### (1) 入札方法

- ア 入札書には一切の経費を含めた業務全体の総額を記載すること。
- イ 落札候補決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

令和6年5月9日（木）午前10時から  
湖西市役所3階303会議室（湖西市吉美3268）

### (3) 入札の執行回数

- ① 2回を限度とする。
- ② 1回の開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を行う。

### (4) 入札書及び委任状

本入札は、別に定める入札書（様式4）及び委任状（様式5）を使用するものとする。（委任状及び確約書の様式は、湖西市ウェブサイトに掲載しています。）

### (5) 入札の提出方法

- ① 本入札における入札書の提出は持参とすること。（郵送等による入札は認めません。）
- ② 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

### (6) その他

- ① 開札の結果、応札額が予定価格に達しない場合は、2回目の入札となるため、2回目用の入札書を持参すること。
- ② 入札執行開始時間の10分前に入札会場に集合すること。
- ③ 入札会場には、各者1名のみ入室とする。

## 7. 入札保証金

免除

## 8. 入札の無効

湖西市水道事業契約規程（湖西市契約規則（昭和57年市規則第16号）第19条（入札の無効）に準ずる）の規定に該当する入札、参加申出書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消すものとする。

なお、落札決定時において、2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

## 9. 落札者の決定方法

### (1) 落札候補者

湖西市水道事業契約規程（湖西市契約規則第 11 条に準ずる）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が複数いた場合は、くじにより落札候補者を決定する。

### (2) 落札者

落札候補者から提出された事後審査資料により、入札参加資格の有無を確認する。その結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合には、落札決定する。

なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合又は落札候補者が提出日までに事後審査資料を提出しない場合は、落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者として審査を行う。

## 10. 再度入札

開札の結果、落札候補者が決定しないときは、再度入札を 1 回に限り実施する。（再度入札に参加できる者がいないときを除く。）

### (1) 再度入札の開札日時

原則として、6 の（2）に掲げる日の午後

### (2) 再度入札の開札場所

1 回目入札終了時に通知する。

### (3) その他

- ① 初度の入札において決定した全ての落札候補者が入札参加資格を有しなかった場合であって、再度入札に参加できる者がいる場合も、再度入札を実施する。
- ② 1 回目の入札に参加しなかった者又は 1 回目の入札で無効な入札をした者は再度入札に参加することはできない。

## 11. 不落随意契約への移行

再度入札を実施した結果、落札候補者が決まらないときは、湖西市水道事業競争契約入札心得第 19 条の規定により、有効な入札をした者の中で最低価格の入札者から見積書を徴する。

この場合において、入札執行者は、見積書を徴する前に当該者の入札参加資格の有無を確認することがある。

## 12. 事後審査

落札候補者は以下の書類を提出し、入札参加資格等について審査を受けなければならない。

### (1) 提出期間

落札候補者を決定した日から5日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）とする。

### (2) 提出書類

ア 納品する水道メーターが「湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入標準仕様書」の性能に適合していることが確認できる書類（紙及び電子データ）

イ 計量法第90条の規定に基づき指定された指定製造事業者（水道メーター第一類及び第二類）又は指定製造事業者（水道メーター第一類、第二類）から水道メーターを調達して履行した実績を証する書面の写し

ウ 入札価格内訳書

## 13. 契約

### (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札候補者は、落札決定後契約担当者から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく契約担当者に提出すること。

(4) 落札者が正当な理由なく契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失うものとする。

## 14. 契約保証金

免除

## 15. 特定の不正行為等に対する措置

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがある。

(2) 「湖西市発注公共工事暴力団排除措置要領（平成6年1月1日施行）」に基づく排除措置を受けた場合には契約を解除する。また、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察に被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

## 16. その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、この入札説明書を熟読の上、公正かつ適正に入札しなければならない。
- (2) この入札説明書において、特別な定めのない事項については、「湖西市水道事業競争契約入札心得」に基づいて入札を執行する。
- (3) 参加申出書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札決定から契約締結の日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当することとなった場合、原則として契約を締結しないものとする。また、この場合、湖西市は一切の損害賠償の責を負わない。
  - ア 「湖西市発注公共工事暴力団排除措置要領（平成6年1月1日施行）」に基づく排除措置を受けた場合
  - イ 「湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を行う場合

## 17. 問合わせ先

湖西市役所環境部水道課 総務給水係  
〒431-0492 湖西市吉美 3268  
電話 053-576-4534  
E-mail : kyusui@city.kosai.lg.jp